

令和 7 年 4 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

令和7年4月 松本市農業委員会 定例総会（拡大委員総会） 議事録

1 日 時 令和7年4月30日（水）午後3時00分から午後5時30分

2 場 所 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 26人	1番	百瀬 泰紀	2番	小林 節夫
	3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
	5番	中川 敦	6番	久保 節夫
	7番	松田 和久	8番	河西 穂高
	9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
	11番	御子柴清市	12番	塩原 秀俊
	13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
	15番	塩原 俊昭	16番	松尾 英志
	17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
	19番	奥原 邦義	20番	倉科 孝明
	21番	塩原 至	22番	古畑 英俊
	23番	二村 喜子	24番	上條信太郎
	25番	山田 久子	26番	村山さえ子

(2) 推進委員 15人	推1番	原 弥生	推3番	梶原 知子
	推4番	古家 豊和	推5番	百瀬 文仁
	推7番	上杉 壽和	推8番	石川 克彦
	推9番	横山 竜大	推10番	手塚 稔幸
	推11番	中野 浩史	推12番	横山 泰治
	推13番	清水 麻未	推14番	原口 知明
	推15番	平林 章司	推16番	丸山 貴久
	推17番	太田 稔		

4 欠席委員

(1) 農業委員 0人

(2) 推進委員 3人	推2番	小笠原鉄夫	推6番	赤羽 武史
	推18番	百瀬 一郎		

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件……（議案第1号～第3号）
- イ 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件……………（議案第4号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第5号～第12号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第13号～第14号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第15号～第27号）

カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件... (議案第28号~第33号)

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 公共事業に伴う農地転用届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件
- キ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

6 議 事 (その他農業委員会業務に関する事項)

(1) 議 案

- ア 令和6年度松本市農業委員会業務報告..... (議案第34号)
- イ 令和7年度松本市農業委員会業務計画(案)..... (議案第35号)

(2) 協議事項

- ア 松本農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更について(令和7年2月受付分)
- イ 令和7年度最適化活動の地区別目標の設定について

(3) 報告事項

- ア 遊休農地対策事業の要綱改正について
- イ 農業委員会事務局及び農政担当課の職員体制について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	清沢 卓子
		〃	局長補佐	上條 仁
		〃	係 長	草田 崇博
		〃	主 事	倉科 愛加
		〃	事 務 員	西森 朋恵
	農 政 課		課長補佐	川村 昌寛
	〃		主 査	望月 優
	〃		主 事	山下 舞

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第1号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。

まず、議案に掲載されている新規就農者についてですが、これまで事務局

から行っておりましたが、地元の委員から説明を重複するとの意見もありまして、今月から事務局の説明を省略し、地元の委員から説明していただくこといたします。

1 番、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 新規就農者の方ではありますが、住所は梓川に住んでおりますが、〇〇さんで、年齢は29歳、県の認定里親制度を利用いたしまして2年間スイカ、米農家のうちに修行をいたしまして、本年度からその農地を少し譲り受けていただいて、1町2反ばかりスイカを作るということで、機械等につきましても、里親のほうから機械を譲り受け、大変意欲のある方です。今後、まだ面積を拡大したいということですので、大変期待が持てます。

以上であります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、事務局から議案の説明をお願いいたします。

倉科主事。

倉科主事

農業委員会事務局の倉科と申します。

本日、特記事項等ございませんので、議案の説明をさせていただきます。

着座にて失礼します。

議案の合計を読み上げる前に、こちらの貸借の関係の資料の見方について、今年度一回目の総会になりますので、ご説明させていただきます。

別冊資料の1ページをご覧ください。

左から番号、地域計画の有無となっておりますが、その次、貸付者の氏名については、貸付者の氏名の住所については、所有者のお名前と所有者のご住所になります。

その後、土地の市町村等、大字、字、地番までは農地、貸借する農地の情報になります。

その後、登記地目、農地の登記地目と現況地目、対象農地の登記簿面積と実際に権利設定を結ぶ面積、その後、利用権の種類、賃貸借もしくは使用貸借と記載がはいります。

その後ろに実際に借りる方の氏名、住所、その借りる方が栽培予定の作物と、賃貸借であれば、10アール当たりの借賃、そこから計算された年間の借料、公告年月日については、本日の4月末の総会は5月末の公告のものを総会にかけさせていただいているので、全て5月30日の日付が入っております。

貸付けの開始については、6月の頭になりまして、終わりについては、5年または10年が中間管理事業は選んでいただく期間になりますので、10年後の12月末もしくは5年後の12月末が入っております。

ただ、この中に権利移転と呼ばれる耕作者のみが替わる手続がありまして、別冊資料の6ページまで飛んでいただくと、下2件ですね。所有者さんが

〇〇さんと〇〇さんのものになりますが、存続期間が３年とあと７か月というものがありますが、この２件については、貸借なんですけれども、権利移転という手続になりまして、所有者さんはもともと１０年なり５年で貸している中で、途中で耕作者のみが替わるという手続を踏んだものについては、５年、１０年ではなく、そのほかの期間の年数が入っていることもありますので、ご確認いただければと思います。

あと、備考欄については、借受者の方が認定農業者なのか、また認定新規就農者の方も入れさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

それでは、議案の合計について説明させていただきます。

５－（１）－ア、農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第１号になります。

合計のみ申し上げますので、このまま６ページをご覧ください。

合計、筆数２４７筆、貸付け１４１人、借入れ９９人、面積３９万３，７０７．４１平米。

議案第１号は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

３月の時点でもこの案件出てきていまして、こういった形式で今度これ一本、あと３条があるんですが、基本的にはこれ一本という形になると思いますので、ご理解をお願いします。

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決に際しましては、農業委員の方を対象に伺いますので、よろしくお願いいたします。

議案第１号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第２号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取に関する件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件でありますので、農業委員会法３１条、委員参与の制限の規定により、松田委員には退室をお願いいたします。

(松田農業委員 退席)

議 長 事務局から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科主事 続きまして、議案第2号です。
7ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,189平米。
議案第2号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第2号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙
手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
松田委員の入室をお願いいたします。

(松田農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取
する件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になります
ので、丸山委員には退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長 事務局の説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科主事 続きまして、議案第3号です。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積652平米。
議案第3号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、

発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第 3 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第 4 号 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について上程します。
事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、別冊資料の 8 ページご覧ください。
議案第 4 号の説明をしますけれども、その前に、4 月から中間管理事業の推進に関する法律及び経営基盤強化促進法の改正に伴い、所有権移転関係についてののみ、本件議案となることを説明します。3 月までは、倉科が農政課にいましたが、4 月より農業委員会事務局に異動されまして、意見聴取の議案を担当しています。今月から農業委員会事務局では、市長が行う権限の一部を補助執行するという立場で、農政課より事務移管を行っており、倉科が農業委員会に意見聴取をするという議案を説明しておりますので、ご承知おきください。

それでは、農業開発公社が実施している農地売買等事業、公社が買って、次の人に売るという売買事業につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、農用地利用集積等促進計画に基づいて実施することとなりました。

3 月までは農用地利用集積計画の決定の件の所有権移転関係分というのがありましたが、審議内容は変わってございません。

本件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定された農業委員会による機構への要請に基づいて議案として上程されているものです。

3月にもお休みされた方がいますので、一覧表の見方を説明します。

左側から所有権を移転する農地の表示になっております。右に移って、その農地を持っている所有者の所在、氏名となります。次が所有権移転をこれから受ける方の住所と名前、2つ飛ばしまして、その移転する時期、一番右側が最終的に公社から所有権移転を受ける方の所在とその引渡し時期となっておりますので、お願いいたします。

次回からは件数と筆数と合計面積のみを説明させていただきます。お願いいたします。

それでは、8ページを見ていただいて、改めて説明します。

所有権移転に関する農用地集積等促進計画要請の件について、合計のみ申し上げます。

件数4件、筆数7筆、合計面積6,393平米となります。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第4号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きまして、議案第5号から12号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、8件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、総会議案の資料1ページご覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第5号、6号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第7号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
議案第8号、9号は、実際の耕作者に権利を移転するため、所有権を移転するものです。
議案第10号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
2ページをお願いいたします。

議案番号 11 号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第 12 号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

参考資料として、新規就農者の情報を 3 ページに記載しております。

以上 8 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を求めます。
議案第 5 号、塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 和田の地籍になりますけれども、譲受人、譲渡人両方ともお住いは神林の方であります。譲受人の〇〇さんですけれども、年齢は 77 歳ということで、農業経験は 57 年ほどあるということで、農業経験、それから所有する農機具等々については全く問題ないというふうに思っています。〇〇さんが〇〇さんに売買により農地を所有権移転するというものです。場所は、和田と神林の境の〇〇のすぐ北側のところになりますけれども、現場は行ってみますと、非常にきれいにもう既に耕作されておりまして、全く問題ないというふうに現地を見てきました。
以上です。

議長 位置資料も参考にしてください。
それでは、議案第 6 号、河西委員。

河西農業委員 寿小赤の案件です。〇〇さんはこの間新規就農したばかりで、自宅の隣接地の農地を新たに取得して、営農を拡大していくという案件です。農機等もきちんとありまして、あと申請地には木が生えていたのですけれども、それらの処理もきちんとされていまして、問題ないかと思えます。

議長 議案第 7 号、中川委員。

中川農業委員 里山辺でございます。譲渡人の〇〇さん、ご高齢のため耕作が不可能ということで、同族の方の〇〇さんに所有権を移転するものであります。現状もきれいに管理をされておりまして、問題ない案件でございます。
以上です。

議長 続いて、議案第 8、9 号、倉科委員。

倉科農業委員 今回、〇〇さんが事実上管理をしてきました農地、1 筆、665 平米を〇〇さんとの間で贈与により所有権の移転を行うものです。位置図資料の地図見ていただきますと、場所は〇〇地区の〇〇と〇〇の間の畑地帯の一角になります。当該農地につきまして、以前から〇〇さんが権利設定はしないまま耕作されていたもので、今回実際の利用状況に合わせて権利移転を

行うものです。

あわせて9号ですが、同じく〇〇さんが事実上管理してきた土地、982平米を、こちら〇〇さんとの間で売買による所有権移転という形で、実際の利用状況に合わせた権利移転を行うものということになります。

8号、9号それぞれは隣接しておりまして、現状リンゴ畑として耕作がされており、特段の問題はないと考えられますので、許可は適当だと考えております。

以上です。

議長 続きまして、議案第10号から12号まで、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 第10号の場所ではありますが、森口駅から〇〇に向かう場所のちょっと西側にございます。それで、現場見てきましたが、きれいに保全されて、耕作もされております。〇〇さん、親戚同士での贈与ということでありますので、農地保全にも関わっておりますので、別に問題ないかと思えます。

続きまして11号、〇〇さんが〇〇さんの宅地を買うに当たりまして、その〇〇さんの場所に畑、田がございます。それを耕作するということでありますので、現場を見てきて、本当に狭い面積ではありますが、〇〇さんにつきましては、おやじさんが波田で大規模な〇〇をやっておりまして、機械等を貸してくれるということで、自家用野菜等を作るに当たって、いろいろ勉強を教わりながら耕作するということでありますので、問題ないかと思えます。場所につきましては、〇〇の前でございます。

12号につきましては、〇〇さんという方は、〇〇ということで、波田の〇〇の近くで〇〇の法人の会社を営んでいます。その近くに〇〇さんという方の家と農地がありましたが、家の部分はもう更地となっていて、何も作っておらず、その周りの農地を買うということで、農業経営規模拡大ということでありますので、別に問題ないかと思えます。

以上です。

議長 全体を通じまして質問、意見等ありましたら、推進委員の皆様も含めまして発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法3条の規定による案件、8件について、一括して集約します。

農業委員に聞きますが、議案第5号から12号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。

続きまして、議案第13号及び14号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程しますが、議案第13号と同時申請となる議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件についても併せて上程します。

それでは、事務局から一括説明を求めます。

西森事務員 議長。

議長 西森事務員。

西森事務員 農業委員会事務局、西森です。
議案書の4ページをお願いいたします。
農地法4条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。
着座にて失礼いたします。
議案第13号、転用目的、資材置場です。農振除外済み案件です。
関連がありますので、議案第17号もご説明いたします。
議案書5ページをお願いいたします。
転用目的、同じく資材置場で、こちらも農振除外済み案件です。やむを得ないものとして、一部分だけ追認申請となっております。
議案第14号、転用目的、農業用倉庫です。農振用途変更済みです。やむを得ないものとして追認申請となっております。
以上、これらの案件につきまして、内容は議案書のとおりです。
また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく
お願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。
13号、濱委員。

濱農業委員 ○○さんですが、議案第17号も一緒に説明しますが、○○さんは○○さんの息子さんでございまして、親子です。それで、この土地ですが、住宅兼資材置場というか、会社やっております、そちらのほうの業務の建屋と同じ敷地にありまして、その敷地続きが申請地、現状は畑ですが、家庭菜園でずっと耕作をしております、非常にきれいな家庭菜園でいいなと思っていたのですが、業務が拡大をしまして、どうしても置場がないということで、ここを資材置場にするということだそうです。西隣に農地はありますが、資材置場で、高い建屋が建たるわけではないので、やむを得ないものと判断しました。
以上です。

議長 14号、倉科委員。

倉科農業委員 今回、○○さん所有の農地、1筆、312平米を農業用倉庫として転用を

行うという案件ですが、場所は〇〇の集落の北の端のほうになりまして、
〇〇の３００メートルほど南の集落に隣接する果樹地帯の中の一 corner という
ことになります。今回追認案件ですけれども、本人所有の農地の一角に既
に転用済みの農業用倉庫がありまして、西側が第三者の農地があり、北側
が道路に面した土地なのですけれども、位置図資料の写真のほうを見てい
ただきますと分かるかと思えますけれども、もともとの倉庫本体を平成２
年に亡くなられた旦那さんが建築されまして、それは許可を取ってあった
のですけれども、平成４年に、写真で言いますと右手のほうに屋根が、下
屋の部分が出ておりますけれども、これを増築したということであります。
今回、その部分と倉庫の周りの歩く範囲といいますか、そういったところが
許可取ってないということで判明しましたことを受けまして、今回この
状態を是正したいということで申請があったものであります。周辺へ与え
る影響は特にございませんので、本件における追認はやむを得ないという
ふうに考えております。

以上です。

議 長 現地確認の委員の意見を求めます。
齋藤委員。

齋藤農業委員 １３号は、〇〇を営む事業主でありまして、第３種農地、〇〇より３００
メートル以内の自宅の前に資材置場を造るという計画であります。問題な
しと見てきました。１４号ですが、申請人は大きな〇〇を経営しておりま
す。周辺に与える影響はなしと見てきました。
以上であります。

議 長 全体を通じまして、推進委員の皆様も含めまして意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法４条の規定による案件、２件及び議案第
１３号に係る案件、第１７号、１件について、一括して集約します。
農業委員の皆様になりますが、議案第１３号、１４号及び１７号について、
原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第１５号、１６号及び１８号から２７号 農地法第５条
の規定による許可申請承認の件、１２件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

西森事務員 議長。

議 長

西森事務員。

西森事務員

議案書の５ページをお願いいたします。

農地法第５条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。

議案第１５号、転用目的、住宅です。

議案第１６号、転用目的、貸し駐車場です。農振除外済み案件です。

議案第１８号、転用目的、農家住宅です。農振除外済み案件です。

議案第１９号、転用目的、建て売り住宅です。

議案第２０号、転用目的、建て売り住宅です。

議案第２１号、転用目的、住宅です。

議案第２２号、転用目的、資材置場です。

議案第２３号、転用目的、住宅です。

議案第２４号、転用目的、住宅敷地です。

議案第２５号、転用目的、駐車場です。

議案第２６号、転用目的、貸し駐車場です。

議案第２７号、転用目的、仮設事務所設置の一時転用です。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく
お願いいたします。

議 長

初めに、地元委員の意見を求めます。

１５号、松尾委員。

松尾農業委員

１５号、住宅に転用するというものです。これは貸人の〇〇、〇〇さんが
家を建てるということで、分家です。周辺の農地に与える影響というものは
ないと判断しました。やむを得ないものと考えます。

以上です。

議 長

続いて、１６号、濱委員。

濱農業委員

位置図資料の写真を見ていただくと、非常に広い土地に写真は写っており
ますけれども、議案に記載のとおり３畝程度しかありません。相続で〇〇
さんの所有となったようですけれども、遠隔地ということもあり、写真の
右側の駐車場になっているところが最初に駐車場できて、その後、この申
請地を挟んだ左側のところにも車止まっていますが、ここも駐車場になっ
てしまって、駐車場に挟まれている状態です。周りの農地への影響は、南
へ向いて写真撮っていますので、奥が農地ですけれども、影響はないとい
うふうに見てきました。

以上です。

議 長

それでは次、１８、１９、２０号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員

議案第１８号でありますけれども、位置図資料の地図を見ていただいて、松本市の〇〇の西側に当たります。現場は、ちょっと道が大分狭い感じの場所ではありますけれども、現在はちょっと草地みたいな感じで、昔、〇〇やっていた跡地じゃないかなというふうに記憶しています。周りの農業に与える影響は全くないというふうに考えておりますので、やむを得ないものと考えます。

それから、議案第１９号でありますけれども、場所は、住宅内農地、住宅の敷地内農地という形で、この位置図資料の写真を見ますと、ちょうど奥にブロック塀が立っておりまして、この写真の右側、ちょっと木が茂っているように見えますけれども、そのこのところもブロックで、全て周りをブロックで囲ってある農地ということで、このこのところ、周りがほとんど住宅地になっておりますので、ここに２戸建てるような計画で５条申請がされたものです。これも全く周りに農地がありませんので、問題ないというふうに考えます。

それから、議案第２０号でありますけれども、位置図資料の地図を見ていただいて、これもどちらかというと同じ地域になりますけれども、この地籍は〇〇というところですが、地図の左下、〇〇のマークありますけれども、ここが〇〇ということで、北に向かいまして〇〇の交差点があって、それをまた南へ上ってきた場所になります。写真を見ていただくと、これは北向きに撮影ということでありまして、北側と、それから写真の右側、こちらのほうはやはり住宅に囲まれておりまして、この手前のほうには松本市道ということで地図に載っておりますけれども、これもだんだん住宅に囲まれてきて、残っている僅かな農地ということでもありますので、やむを得ないかなというふうに考えます。なお、この所有者の〇〇さん、大分体が不自由になってきまして、現状、農業は続けられないということもあります。また、周りの農地に与える影響というものはないというふうに見てきました。

議 長

続きまして、２１号、横山委員。

横山推進委員

〇〇さん所有の土地に、長男で息子さんであり農業後継者である〇〇さんの家を、新宅という形で建てるための申請です。現在、〇〇さんは家族がありまして、奥様と子供３人という中で、５人でアパート暮らしを現在しておるわけですが、親元の近く、道を挟んだ前が親御さんの実家になります。その前に住宅を建てたいということしております。位置図資料の写真を見ていただくと分かるのですが、周りは住宅に囲まれておりまして、周辺の農地に与える影響はないものと判断しました。やむを得ないものと考えます。

以上です。

議 長

続きまして、２２号、河西委員。

河西農業委員 位置図資料の１５ページ、１６ページになります。本件は、〇〇さん、廃材業と、あと産業廃棄物処理業、不動産業を営む事業者です。申請地を取得して、資料には資材置場となっておりますけれども、こちらで頂いた申請書では、重機と、あとトラックですね。特に大型トラックの駐車場として利用する計画になっています。周辺にフェンス等は設置しないということも書いてあります。この写真見ていただきたいのですが、ここへのアプローチ道路がすごく狭い道路で、ちょっと心配はしています。ただ、農業委員会の範囲とはちょっと、扱う範囲とは外れているかとは思いますが、ちょっと心配しているということです。申請自体は特段問題のあるものではないと思います。周辺農地に与える悪い影響等もないです。ただ、今後、産業廃棄物が置かれたり、転用目的と違うことにならないように、きちんと継続して見ていく必要がある案件だなと感じています。

以上になります。

議 長 ２３号、中川委員。

中川農業委員 里山辺でございます。譲渡人、〇〇さん、〇〇さんの息子さんが〇〇ということになります。写位置図資料１７ページになるのですが、場所は〇〇の美ヶ原温泉の〇〇のやや東南という位置にあります。写真の白枠の部分であります。その向こう側、ちょっと木がありますが、その向こう側が〇〇さん、それから〇〇さんの家、それからこの西側が道路、この南側がまた別の住宅で、東側が〇〇さんの残った農地という、そういう位置図になります。ここへ５条によって息子さんのご家族が家を建てることによって、周辺の農地に与える影響はないものと見受けられます。

以上でございます。

議 長 続きまして、２４号、久保委員。

久保農業委員 地籍は錦部の殿野入、位置図資料の写真を見ていただくと分かりますが、ちょっと段差があるところで、この右側が譲り受ける〇〇さんの住宅になっています。ちょっと上のほうに見えるのが、これが廃屋です。もう潰れかかっています。〇〇さん、いろいろ親戚関係とかいろいろなことで、今まで全部これを自分で管理していましたので、もう誰もできないから、譲り受けてほしいということで、申請地に農業用の車庫とか倉庫を建築するものです。

以上です。

議 長 続きまして、２５号、齋藤委員。

齋藤農業委員 申請地のすぐ隣に〇〇の建物があるのですが、そこを今回の申請者である〇〇が会社の保養地として買取りを行っております。その保養地

を利用するに当たって、従業員用の駐車場が足りず、駐車場に転用させて使用したいということで今回の申請になったものです。申請地は不形成で農地に不向きであり、周辺に農地もなく、やむを得ないものと判断しました。

議長 続きまして、26号、倉科委員。

倉科農業委員 まず場所からいきますと、位置図資料の地図見ていただくと、ちょっと表示はないのですけれども、大きな交差点で。○交差点というところがありまして、その○へ○ほどの住宅地の中の一角になります。地図の中では「○」という表示がありますが、この周りにある有料の老人ホームで介護施設関係が3つほど集中して建っております。今回、譲受人の方が個人の名前になっておりましたけれども、もともとあるこの有料の老人ホームなどの貸し駐車場を幾つもやられている方のように、この方が今現在、職員の駐車場も足りないということで、さらに貸し駐車場を建設したいということで申請が上がってきたものになります。場所の下、地図見ていただきますと、ここ、西側と南側が道路に囲まれていまして、写真右手の奥のほうに○さんの住宅があったりしておりますけれども、非常に狭小な農地で、第3種農地ということもありますけれども、ほかに連担化した農地は全くなく、住宅地の中のここだけ農地があるというような状況になります。ですので、本件における転用はやむを得ないものというふうに考えております。

以上です。

議長 それでは、27号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 位置図資料の地図を見ていただきまして、場所ですけれども、○がございます。その東ということで、松本市から受注されました○の規模拡大に伴いまして、やはり仮事務所、また関係者の駐車場が必要ということで、いろいろ見つけておりまして、一番近い前の○さんに借りるということで、一時転用で、来年の3月16日までに農地に戻すということでありますので、別に問題ないかと考えます。

以上です。

議長 議案第22号の申請内容について、事務局から補足説明を求めます。

西森事務員 議長。

議長 西森事務員。

西森事務員 ご説明いたします。

議案第22号ですけれども、申請内容に資材置場となっております。申請

書類を見ると、転用の目的、申請書のほうでは資材置場として記載があるのですが、配置図を見ると、確かにトラックですとか、バックホーですとか、重機を置く駐車場としての使用目的も図面を見ると分かりますので、転用目的としては、「資材置場・駐車場」というのが正しいと思われます。訂正をお願いいたします。

以上です。

上條補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 確かに資材置場、資材というと、トラックなのか重機なのか、こういったものなのか、資材を広い範囲で捉えて資機材になるのかもしれないですけども、申請書の転用目的には資材置場の記載となっています。トラックや重機などの駐車場として利用する予定であること、また通行する道路幅が狭いという心配をいただきましたので、建築物を伴うものだったら、建築指導課にも相談が必要なのですけど、今回は何も建屋を造らないということなので、資材置場で、特に他法令での調整は不要な案件となります。しかしながら今後、代理人のほうに話をしまして、前面の道路、細いというか、狭いようなので、しっかりその道路の保全というか、対策をしっかりと道路の関係する部署と十分調整するよう伝えていきたいと思います。

以上です。

議 長 次に、現地確認した委員から意見を求めます。

議案第15号、16号、18号から20号までを齋藤委員、議案第21号から27号までを濱委員。

齋藤農業委員 4月23日、事務局と一緒に現地確認をしてきました。

15号、〇〇から300メートル以内の住宅に囲まれた土地ということで、地元委員の言われるとおり、やむを得ないものとして見てきました。16号、〇〇から300メートル以内、駐車場に囲まれた畑でして、貸し駐車場としてやむを得ないものとして見てきました。

18号、第3種農地ということで、これも〇〇から300メートル以内にあり、周辺農地に与える影響もなく、やむを得ないものとして見てきました。

19号、建て売り住宅ですが、地元委員の言われたとおり、住宅に囲まれていますので、やむを得ないものとして見てきました。

20号、同じく建て売り住宅、これも〇〇より300メートル以内、第3種農地でありまして、やむを得ないものとして見てきました。

以上であります。

濱農業委員 21号、今井ですが、位置図資料の写真のとおり、奥のほうが住宅、車を

置いてある右側も住宅地、それで手前のほうが道路です。左側に若干見えますけれども、ここは進入路ということで、住宅が建たっても周りへの影響はありませんので、問題なしと判断しました。

22号、申請地は2か所あって、どちらも同じような条件のところ、確かに道は狭い道で、麦作ってありましたけれども、麦の生育も非常に悪くて、耕作には不向きな土地だというふうに見てきました。隣に若干農地が残るのですが、そちらのほうは車を入れるときの通路代わりにするということで、大きい車を置いておいても、日影になるなどいろいろな影響が出るということはないようなので、やむを得ないと判断しました。

23号、本当に周りはもう住宅地で、位置図資料のとおり、奥が実家の家です。それで、奥のほうに畑が残るのですけれども、住宅を建ててもさほど影響は出ないかなというふうに見てまいりました。右側のほうは住宅ですし、手前は道路ということで、やむを得ないと判断しました。

それから24号、位置図資料のとおり、周り2面がずっと道路沿い、奥のほうには青線や赤線があったりして、周辺には農地はありません。やむを得ないものとして見てきました。

25号、位置図資料の写真見てもらおうと、ちょっとRにずっと白線入っておりますけれども、ヘアピンカーブの突先のところの畑でございまして、高低差ちょっとあるので、どういう駐車場にするかなとは見てきたのですけれども、周辺農地への影響は3方がもう道路で、全くありません。やむを得ないと判断しました。

それから26号ですが、地元委員の説明にあったように、申請地は住宅地に囲まれて、駐車場で使っても全く問題なく、周辺農地への影響は出ないというふうに見てまいりました。

27号ですが、一時転用の申請であり、来年3月には農地に復旧されることから、来年作には影響出ないということで、問題ないと見てきました。

以上です。

議長 皆さんからの意見を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法5条の規定による案件、12件について、一括して集約します。

農業委員の皆様になりますが、議案第15号、16号、18号から27号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。

続きまして、議案第28号から33号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、6件について上程します。

事務局から一括説明を求めます。

西森事務員 議長。

議長 西森事務員。

西森事務員 議案書の8ページをお願いいたします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認についてご説明いたします。
議案第28号、沢村にお住いの〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第29号、沢村にお住いの〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第30号、平田西にお住いの〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第31号、惣社にお住いの〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第32号、惣社にお住いの〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第33号、梓川倭にお住いの〇〇さんが承認を受けるものです。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を求めます。
議案28号、百瀬委員と小林委員。

百瀬農業委員 まず、参考の位置図資料の地図は23ページになります。それで、蟻ヶ崎の6筆ですけれども、ここは上の位置図で1か所にまとまっています。それで、主はリンゴ栽培、それから一部野菜を作って、少し草も生えているところがありましたけれども、農用地として問題ないということを確認いたしました。

小林農業委員 〇〇さんの田、下岡田〇〇ですが、引き続き水稻を作っておりますので、問題はないと思います。

議長 続いて29号、百瀬委員と小林委員。

百瀬農業委員 29号、〇〇さんですけれども、蟻ヶ崎の6筆ですけれども、これは点在しておりまして、かなりばらばらになっていきますけれども、いずれもリンゴ栽培をやっておりまして。それから、沢村の一部の土地ですけれども、住宅に隣接しておりまして、野菜を栽培していることを確認いたしました。

小林農業委員 29号の下岡田ですけれども、これも畑は果樹を作っていて、田は2筆になっていますけれども、1筆は利用権設定してあって、承認を受けてあるようです。もう一個は自分でブドウを作っていることを確認しました。

議長 続きまして、30号、御子柴委員。

御子柴農業委員 〇〇さんは2か所の田を所有し、筆数は3筆になっていきますが、これを〇

○という法人に特定貸付を行っており、問題はないと思います。
以上です。

議 長 続きまして、３１、３２号、柳澤委員。

柳澤農業委員 ３１号と３２号は、申請者の名前が違っただけで、全く同じ内容です。これ、相続を受けたときに、ご夫婦で相続を受けて、そして現在は水田として利用しています。先週の日曜日にちょっと現地に行って、それから○○さんにお話を伺ったのですけれども、既にここの土地は特定貸付を行っていて、もう代かき前の水が張られていました。水田としてきちんと利用されていることを確認しました。

議 長 続きまして、３３号、倉科委員。

倉科農業委員 ○○さんの４筆のうち３筆は農事組合法人に特定貸付けがなされておりまして、○○、それから○○につきましては小麦が、それから○○について水稻の予定で水張りがされておりました。それから○○につきましては、自作をしております、白ネギ等が植わっており、適正に耕作がなされていることを確認してきました。
以上です。

議 長 全体を通しまして委員の皆様、質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明承認の件、６件を一括して集約します。
農業委員の皆様に聞きますが、議案第２８号から３３号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからキについて一括説明を求めます。

上條補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、報告事項アからキについて説明いたします。
これらは書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いた

しました。

総会資料の１４ページからご覧ください。

１４ページ、非農地証明の交付状況の件、１件、１５ページから１７ページ、農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の件、２７件、１８ページ、公共事業の施行に伴う届出の件、１件、１９ページから２０ページ、農地法第３条の３第１項の規定による届出の件、１９件、２１ページ、農地法第４条の規定による届出の件、３件、２２ページから２３ページ、農地法第５条の規定による届出の件、９件、最後になりますが、２４ページ、農地法第４条の規定による農業用施設届出の件、２件。

以上となります。よろしくお願いします。

議長 ただいまの報告について委員皆様から質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきを願います。

農地に関係する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩いたします。議事再開は３５分再開いたしますので、お願いします。

(休 憩)

議長 ちょっと早いですが、再開いたします。

その他農業委員会業務に関する事項ですが、進行の都合上、順番を変更します。

まず、協議事項ア、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について（令和７年２月受付分）から進めてまいります。

農政課から計画変更案の内容などについて説明をお願いします。

望月さん。

望月（農政課）主査 農政課農業政策担当の望月と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について（令和７年２月受付分）についてご説明をいたします。

議長 まずは５５ページ。

望月（農政課）主査 すみません、失礼いたしました。

では、着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

よろしいでしょうか。

それでは、資料５５ページです。

（１）の変更案の概要についてご説明いたします。

今回は、軽微変更１件、合計９５０平米についてご協議をいただきます。

次に、資料５６ページご覧ください。

（２）経過につきましては、資料に記載のとおりでして、今年の２月に申出を受け付けました。各地区協議会、現地調査、庁内調整会議が行われまして、本日農業委員会でご協議いただくこととなりました。

（３）の今後の予定についても、資料に記載のとおりです。

今回の案件については、本日承認いただいた後、完了公告と申出者等への通知がなされます。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。
質問、意見がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 特にないようですので、次に進みます。
続いて、変更案の協議に入ります。
軽微変更について説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 それでは、資料５７ページの整備計画変更一覧表により個別案件についてご説明をいたします。

番号１、和田地区の案件になります。申出者は麦及び農産物の卸売業を営んでいます。申出者は作物の一時置場、在庫置場等の保管が重要と考えておりまして、また集荷した玄米の精米、選別、梱包をし、出荷する工程を担うため、今回、集出荷施設及び米穀倉庫を建設するものです。

申出者の所有地及び他者の所有地で建設地を検討しましたが、条件を満たすのは申出地のみであったことから、申出地を選定いたしました。

集出荷施設及び米穀倉庫として敷地面積９５０平米を軽微変更するものです。

以上、軽微変更１件について説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
地元の塩原委員、中野委員、何か補足ありますか。

塩原（秀）農業委員 ないです。

議長 はい、分かりました。
ないということですので、全体の皆さんで質問、意見等ありましたら、倉科委員。

倉科農業委員 すみません、整備計画そのものに意見あるわけじゃないんですけれども、

この都市計画課意見というところの景観担当という方の意見で、景観計画を遵守しなさいとか、空き地の20%以上の緑地とか、植栽基準を遵守ってあるんですけれども、これ、農業用のこういった施設についても、こういった住宅みたいな基準が適用されなければいけないのか。

住宅であっても、結構隣接に農地がある場合、結構問題になるのが、木を植えてくれているのはいいんですけれども、枝が伸び放題で、農地のほうまで出てくるのに、さんざん言っても刈ってくれない。トラクターやコンバインに当たって作業にならないということがよくあるものですから、これは本当に何でもかんでも緑化しろみたいな話でやられちゃうと、特にこういった周りが農地の場合は困ると思うんですけれども、ちょっと何か見解があれば教えてください。

議長 望月さん。

望月（農政課）主査 ただいまのご質問でございます。景観については、都市計画課が所管しているということで、ちょっとあれなんですけれども、基本的には農業用施設であるからという理由で、その基準が適用されないということはないというふうに認識しております。

ただ、先ほどのお話、緑化の日当たりですとか、作業の効率が悪くなったりですとかというようなご意見につきましては、計画担当のほうにもお伝えする中で、どういった対応ができるかということを検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 いいですか。

倉科農業委員 はい。

議長 それもまた次の機会でもまたコメントをお教えてください。
ほかに。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですか。
なければ、集約いたします。
軽微変更1件、950平方メートルについては了承すると集約したいと思いますが、承認いただける農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ということでお願いいたします。
次に、報告のア、遊休農地対策事業の要綱改正についてを議題といたします。

す。

農政課の説明をお願いいたします。

山下主事。

山下（農政課）主事 農政課地域振興担当の山下と申します。よろしくをお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

今回、松本市遊休荒廃農地対策事業の要綱改正についてということで説明をさせていただきます。

議 長 69ページ。

山下（農政課）主事 あっ、そうです。69ページ。失礼しました。

議 長 はい。

山下（農政課）主事 資料69ページから71ページご覧いただいて、まず前段で、昨年度、令和6年度の予算額にまだ余裕があるということで、委員の皆様には事業を活用できそうな農地がないかということで、この事業の紹介とご相談させていただいたところなんですが、その際に多数ご指摘いただいた意見ですとか、近年の地域の実情を踏まえまして、今年4月1日、令和7年度4月1日に要綱の改正を実施いたしました。

資料69ページの第3条、補助対象者という部分をご覧いただきたいんですが、（1）から（3）までございまして、今回改正を実施したのが（2）の部分になります。

従来の要綱では、この部分が「遊休農地を賃借する者」というふうに限定をされておりまして、使用貸借での契約について、対象外というふうにされておりまして。今回の改正により、「貸借契約の締結により遊休荒廃農地を耕作する権利を持つ者」というふうに変更を実施いたしまして、賃借であっても、使用貸借であっても、補助の対象とすることが可能となりましたので、ここにご報告をさせていただきます。

その他の事項については、以前説明をさせていただいた内容と同様でして、変わりはありませんので、省略をさせていただきますが、お手元の要綱をまたご確認いただければと思います。

なお、今年度、既に皆様のご協力もありまして、現時点ですが、当初予算額を上回る申請予定額ということになっておりまして、何件か既にご相談をいただいております。

ですので、今回ご相談いただいているもののほかにこの事業が活用できそうな案件ございましたら、今年度事業とできるか、来年度事業とできるかというのは、ちょっとまたこちらで協議をさせていただく必要がありますが、一度農政課までご相談をいただければと思います。

以上です。

議長 ありがとうございました。
我々の目的とするところ、要綱の改正、早速やっていただいたようですので、お願いします。
皆さんのほうからご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。順番にいきます。
二村委員。

二村農業委員 今申請して、例えばできなかった場合のことなんですけれども、予算的に。今年度分にできないというときに、荒れたところをやっぱりきれいにすると思うんですよ。そういった場合はどうなるんですか。

議長 山下さん。

山下（農政課）主事 今年度の事業として申請ができないということになりますと、今年度既にご自身で解消いただいてしまった農地については、来年度対象とすることはできませんので、来年度対象事業を活用して再生していきたいという場合には、今年度はちょっと手をつけないでいただくという必要があります。

二村農業委員 でも、農家的には、そういうふうにするの困るから、やるっていうことだと思います。

議長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 お世話になっております。農政課、川村です。
ただいまのご質問に対してなんですけれども、先ほど担当、前段のほうでご説明したとおり、一旦ご相談ください。確かに限られた予算の中でやるっていうのが原理原則なんですけど、やはり補正予算等々ございますので、この場において、必ず全部をお受けして、補正予算のほうを要望していきますというお答えはちょっと避けさせていただいて、またこちらのほうにご相談いただく中で、財政部局等々と相談をする中で、そういった補正予算が取れるかどうかというようなものも検討していきたいと思いますので、そういうことでご理解いただければと思います。
以上でございます。

議長 久保委員。

久保農業委員 全く二村さんの続きを言いたいんだけど、そういうことなんだよ。だって、きれいにしなきゃならないって、我々はパトロールしてやっているんだ、地域で荒れてたって言って。それが駄目だっていうことなんでしょう、予算がないから。じゃ、1年間ほっとくのかと。いや、川村さんが何とかするかもしれんけれども、一応いいほうには解釈するよね。

それで、現実問題、今、私の案件であるんですよ、そういう木やなんかあるところ。これやって、やりたいというのはあるけれども、もうはっきり言って今回駄目だよね。原則駄目でしょう。本当、この事業をやろうと思っても、できなくなるわけよ、その農業法人と一緒に。今日初めて聞いて、まだ余裕があるかと思って喜んでいたけれども、弱ったなという話、正直なところですよ。

それは川村さんだって、この場で何とかするとは言えんということは分かりますけれども、弱ったな。というだけ。文句言ってもしょうがない。

議 長

意は受け止めてもらえんと思います。
柳澤さん、お願いします。

柳澤農業委員

類似の内容なんですけれども、補正予算があるかしらんという、でも補正予算が組めるっていうのは、取れる時期って結構年度の後半というか、遅くなるでしょう。だけれども、実際に荒廃地を整備しようとするのは、この春先からなんだよね。ですから、そこらのタイムラグというのが、これが実際には利用者の要望とマッチしないんですよ。

だから、そこは、僕もこの問題、去年も何か意見言ったような気がするんですけども、実際に自分で荒廃地をもうきれいにしちゃって、でも手をつけたら、もう予算は、後から申請できないということで、もう少し使いやすいような予算組みできないのかっていうふうなことを何か意見を言ったような記憶があるんですけどもね。

議 長

川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 大変厳しいご指摘を受けていて申し訳ないんですけども、補正予算については、6月、9月、12月、2月の定例会での対応が基本となっておりますが、緊急を要する案件については、補正予算の編成を前提とした流用による対応を検討することもあります。

ただし、こうした対応を行う際は、議会との関係を踏まえ、慎重に対応してまいります。

真冬から手をつける人というのはほぼいないということも承知しています。大概確認できるのが、7月、8月くらいですかね、農地パトロール、このところで新たに確認できて、農業委員会のほうでご尽力いただいて、地権者あるいは耕作予定者と交渉というか、調整を図ってという場合もあるということも十分承知している中です。

当初予算編成の中でも、こういったご意見頂戴したっていうことは財政部局のほうには話していくつもりですし、そもそも論で、もうちょっと規模拡大した予算にならないといけないんじゃないかというところもございまして、実績づくりはしないといけないということで、去年、皆様のほうのお力をお借りした中で、予算満額、若干補正もかけて、満額使うことができたというところございまして、今後もこういったお話、財政部局

のほうと調整を図っていきたいと思いますので、その辺で理解していただければ助かります。

以上でございます。

議長 川村補佐、山下さんの口に出ることはそれ止まりだと思いますので、ともかく相談して、どうなっているかということと、後段で補佐がおっしゃったことがどの程度できるかということをとにかくまた相談して、我々は解消することがやっぱり責務の1つだもんで、やはり弾がないと鉄砲撃てないで、その辺はやっぱり心して我々も取りかかろうと思うし、また担当もそういうふうな心持ちでお願いしたいと思います。

ほかに。

細江さん。

細江農業委員 新村の新規就農者で、この事業で、ハウスが荒れているのを借りて新規就農をしたいということで、相談に来たら、ハウスは対象外だというふうに言われたんですけども、ハウスは対象外なんでしょうか。

議長 山下さん。

山下（農政課）主事 恐らくその案件かと思うんですが、直接農政課のほうとやり取りをさせていただいていて、お答えした中で、ハウスが対象外というふうに申し上げたのではなくて、その案件に関しては、農政課で現地を確認させていただいて、上の者とも相談をさせていただいた中で、対象外というふうにお答えをさせていただいたものです。

その案件に関しては、中に機材ですとか、荒廃農地とは認定されないようなものがあつた件だと思うので、ハウスが対象外というふうなお答えはしておりません。

議長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 補足させていただきますけれども、いわゆる荒廃農地じゃなくて、農業委員会で言う違反転用に近いものと記憶しておりますので、それでご理解ください。

細江農業委員 分かりました。

議長 ほかに。
塩原さん。

塩原（俊）農業委員 すみません、この補助事業で、1アール当たり3,500円って上限が決まっているんですね。遊休農地を解消するためには、この金額では足りないということで、ほかの補助事業との重複申請はできないっていうこ

とを聞いているんですけれども、例えば多面的支払交付金とか、そういったようなものの重複申請は駄目なんですよ。ちょっとそのところを確認したいんですが。

議 長 山下さん。

山下（農政課）主事 今のご質問に関してですが、重複申請は、おっしゃるとおり要綱上もできなくなっていますので、1アール当たり3,500円というような補助金額、要綱に記載されておりますが、次の70ページですね。70ページの一番上にも記載があるとおり、市長が特に荒廃が著しいと認めるときは、補助金額の100分の100に相当する額を補助金額に加算することができるということで、要は再生にかかる費用が幾らなのかというのを業者に田の場合であれば、お見積りを事前にいただくなり、再生にかかるのが幾らぐらいなのかというのを事前にこちらにご提出をいただいて、その中で、1アール当たり再生に幾らかかるのかというのをこちらで算出をさせていただいて、それが特に荒廃が著しいと認められるときに関しましては、1アール当たり3,500円から100分の100分を加算した1アール当たり7,000円というような補助金の算定を行っておりますので、それを超える額については、申し訳ございませんが補助とすることはできませんし、ちょっと重複助成もできないというようなご回答です。

以上です。

議 長 ご承知おきください。
久保さん。

久保農業委員 確認ですけれども、我々農地パトロールして、ここは荒廃農地で、「き」「み」とかってやりますよね。そうすると、いつの基準で、図面上はいつの基準でチェックしていますか。

議 長 山下さん。

山下（農政課）主事 基準といたしましては、基本的に最新の農地パトロールの情報で判断をさせていただいているところなんです。要綱上、遊休荒廃農地が何かというところで、農地パトロールで荒廃農地に認定されているというような記載があるわけではないので、そこだけではなくて、地区の農業委員さんのほうにご意見をお伺いして、事業活用が適当と認められる農地であれば、補助対象になるというふうな理解です。

議 長 川村補佐。

川村（農政課）課長補佐 基本、今、山下のほうで伝えたものが現実的な動きなんですけれども、一応、一応と言うと失礼なんですけれども、農業委員会では農地台帳

というものを管理していて、農地台帳のところに荒廃地という指定をしますので、事務局のほうで農地パトロールの結果を経て、この事業に入れたいから、早めに台帳に、入れ込んでいただければ、確実に対象となると。

ただし、最終的には、担当からも申し上げたとおり、去年までの様式と同様ですので、農業委員さんのほうの、申し訳ないんですけれども、推進委員さんも含めた中で、ご署名欄がございますので、その辺一致するようによろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

久保農業委員 そうなると、農業委員がパトロールを行って、「去年は“み”だったけれど、今回は“き”にしようかな」といった判断をすることもあるかもしれませんね。いや、それは半分冗談として受け取ってください。

いずれにせよ、農政課の担当職員が現地確認に来て、「久保さん、これはだめだよ」「いや、これは問題ないよ」といったやり取りがあるのは当然で、必要なことだと思います。はい、了解しました。

川村（農政課）課長補佐 やはり私どもも現地確認行きますので、その辺は車の両輪のような関係を構築できればいいのかなというふうに考えております。

議 長 そういうことでご理解をお願いします。
何しろね、シャットアウトすることがいいんじゃないくて、使って何とかしようという、お互いに、農政課もそうだし、我々もそうだと、できるだけ相談して、全体のパイがないことには話にはならないで、そこらあたりは、ぜひまた実情をそれぞれのポジションでお願いします。
ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですか。
なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご理解とご承知おきをお願いいたします。
次に、議案第34号 令和6年度松本市農業委員会業務報告を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
草田係長。

草田係長 よろしく申し上げます。
総会の資料のページ、25ページになります。
令和6年度の業務実績について報告します。
1の組織運営、（1）各種会議の開催状況についてですが、こちらは記載のとおりです。昨年度は8月に委員の改選が行われ、新たな体制でのスタートとなりました。内容など詳細につきましては、32ページから41ペ

ージ、総会、役員会、専門委員会の開催状況について掲載しましたので、またご確認ください。

（２）専門委員会の活動です。

農業振興委員会では、令和５年度に提出した意見書の「下水道浄化センターで発生する下水汚泥の肥料活用について」の提案に対して、下水道課から中間報告を受け、意見交換をしました。また、今年度の意見書提出に向け、課題と要望案の整理・精査を行いました。

情報・研修委員会では、「農業委員会だより」９７号、９８号の企画・編集、県外先進地視察研修として、横浜ジュニアビレッジの根っこ塾及びＪＡよこすか葉山大型農産物直売所の視察の企画をしました。また、松本市の農業の未来を語る会を企画・開催しました。

（３）系統組織との連携、協力ですが、長野県農業会議、松塩筑安曇農業委員会協議会などが開催する会議や研修会に参加をしていただきました。詳細につきましては、４２ページ、資料４に掲載しましたので、併せてご確認ください。

（５）研修機会の提供です。

１０月にブロックごとに研修を実施し、委員の皆様には農地利用最適化活動の意義や進め方について理解を深めていただきました。また、併せてタブレット端末の操作研修も行い、現場での活用に向けた準備を進めました。さらに、８月以降、総会の前には委員研修会を開催し、長野県農業会議から講師をお招きして、制度や政策に関する講義を行い、基礎的な知識の習得を図りました。

次のページお願いします。

ブロック活動の推進です。

農業委員会活動の見える化と地域への貢献、委員間交流を目的に、各ブロックで取り組んでいただいた実績です。

北東部ブロックでは、農地パトロールのための目合わせとして現地確認を行いました。その後、昼食を取りながら懇談の場を設け、委員間の交流を深めました。

南部ブロックでは、ヘーゼルナッツの栽培圃場の視察と見学を行いました。現地では、栽培の状況や栽培に伴う課題についての講演を受けました。

河西部ブロックでは、松本波田道路の建設に伴い発生する残地農地への対応についての打合せを行いました。全ての委員が出席し、内容への理解を深める機会となりました。

西部ブロックでは、剪定枝を炭化し、土壌に施用する取組の見学を行いました。

２８ページお願いします。

個別業務の実施についてです。

農地法など法令業務の執行状況です。

農地の権利移動、転用、利用関係の調整等に係る案件取扱い状況について、昨年度は６６６件の申請について審査をしていただきました。詳細は４５ページ、資料６－１に掲載してありますので、併せてご確認ください。

農用地利用集積計画決定の件についての実績は、４６ページに掲載してありますので、またそちらも併せてご確認ください。

無断転用防止活動及びその是正状況について、無断転用の未然防止を図るため、農地パトロールを実施し、必要に応じて事情聴取及び原状復帰の行政指導を行いました。昨年度の状況は８６筆、９．７ヘクタールでした。

続いて、農地利用の最適化の推進です。

２９ページ、ア、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組です。

経常的な農地パトロールを基に、４月から７月にかけて利用状況調査を実施し、１１月には利用意向調査を対象者当てに送付しました。また、再生困難な山林化が著しい農地の非農地判断も積極的に進めました。利用状況調査、意向調査の結果については、記載のとおりです。

３０ページお願いいたします。

非農地判断の結果について記載がありますが、すみません、資料の訂正があります。こちらの筆数、面積、名義人について訂正をお願いいたします。

令和７年２月１７日の非農地判断をした筆数、「４２３筆」とありますが、正しくは「５５２筆」です。面積につきまして、「２４．１ヘクタール」とありますが、「３１．８ヘクタール」です。対象者への非農地決定の通知、「２５３名義人」とありますが、「３３８名義人」です。訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

イの担い手への農地の集積・集約化に向けた取組です。地域計画の策定に向けて、地域の話合いに皆さんに参加をしていただきました。

少し飛びまして、３１ページ、（５）農業者年金の加入推進について。

１１月から２月を加入推進強化月間として、新規加入推進に取り組んでいただきました。

情報活動の推進については、全国農業新聞の普及拡大など取り組んでいただきました。ありがとうございました。

以上になります。

議長

ただいま事務局から説明がありました。

これに対して推進委員の皆様、農業委員の皆様からご意見、質問がありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、これより採決を行います。

これ以降、推進委員の皆様も参加ください。

農業委員会の運営に関わることなので、全委員にお伺いします。

議案第３４号について、原案どおり承認することに賛成の方の委員の挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議長

ありがとうございました。

賛成多数ですので、本件は原案どおり承認することといたします。

次に、議案第35号 令和7年度松本市農業委員会業務計画（案）を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

続きまして、47ページ、令和7年度松本市農業委員会業務計画（案）についてです。

1の基本方針です。説明いたします。

現在、我が国の農業は、担い手不足や高齢化、遊休農地の増加に加え、気候変動や資材価格の高騰といった課題に直面しています。こうした中、国では、食料・農業基本法の見直しが進められており、農業政策は転換期を迎えております。

本市でも担い手の減少が見込まれ、地域農業の維持が課題となっている中、令和7年3月に市が地域計画を策定し、農業委員会は目標地図の素案作成や協議に関わってきました。

今年度は、市が新たに実施するアンケート調査の結果を基に、目標地図の見直しや地域での話し合いが予定されており、農業委員会としても引き続き関与してまいります。

また、農地の有効活用や担い手への集積など、農地利用の最適化活動にも継続して取り組んでまいります。

こうした背景を踏まえ、本年度の重点推進事項として4つの項目を掲げています。

以下、見出しと概要を説明いたします。

1つ目、「地域計画のブラッシュアップに向けた取り組み」として、アンケート結果を踏まえた目標地図の更新、地域の協議へ参加いたします。

2つ目、「農業委員会活動の見える化推進」では、意見書の提出や移動農業委員会を開催いたします。

3つ目、「農業委員会におけるデジタル化の推進」では、タブレット操作の確実な習得と実践的な活用、現地調査アプリによる現場活動の効率化を進めます。

4つ目、「農地法等の法令業務の公正・適正な執行」では、違反転用農地の発生防止や解消指導に引き続き対応していく予定です。また、解消に向けた関係部署との情報共有や連携強化にも努めます。

48ページをお願いいたします。

業務の展開についてです。

各種会議の開催については、記載のとおりとなっています。

（2）専門委員会の活動について。

農業振興委員会では、本年度は市長に提出する農業施策に関する意見書案を作成します。予定としましては、10月に意見書提出、11月に懇談会を予定しています。また、意見書提出前には、推進委員の皆様にも意見を

お伺いする機会を設けたいと考えています。

情報・研修委員会では、農業委員会だよりの企画、編集及び移動農業委員会の企画を行います。

(5) 番、研修機会の提供ですが、8月に行われる利用状況調査に向けて、6月頃ブロック別研修を開催する予定です。8月には移動農業委員会を行い、会場となった地域で圃場の視察を行う予定です。

(6) ブロック活動の推進です。

北東部ブロックでは、農地法に基づく農地の権利移動や転用について学び、各地区の課題を話し合います。また、会食を通じて委員同士の交流を深めます。

南部ブロックでは、中山間地での畦畔草刈りの負担軽減を目的に、手頃な価格で導入できるラジコン草刈り機のデモンストレーションを実施します。

河西部ブロックでは、前年に引き続き松本波田道路の建設に伴う残地問題への対応を行います。

西部ブロックでは、鳥獣害対策と遊休農地の活用について、それぞれ現地での研修を行う予定です。

続きまして、2、個別業務の実施です。

(1) 法令業務の適正な執行について、引き続き農地法及び農業経営基盤強化促進法等に基づく法令業務を公正に執行します。

次のページをお願いします。

農地利用最適化の推進です。

農業委員会の目標達成に向け、地域の実情に応じた取組をお願いします。

具体的には、担い手への農地の集積・集約に向けた取組、新規参入希望者への支援、遊休農地の発生防止や解消に向けた対応とありますが、これらの活動につきましては、内容が大小にかかわらず、例えば農地の見回りをした場合には、必ず記録をしていただくようお願いいたします。事前に活動の日を決めておくなど、対策の1つだと思いますので、よろしくお願いいたします。

(3) 農政活動の推進です。

先ほども申し上げましたが、今年度は松本市農業施策に関する意見書を提出する予定です。

(5) 農業者年金の加入推進、情報活動の推進です。

農業者年金の制度を知らなかったという農業者がないよう、加入推進活動をしていきます。

(6) 情報活動の推進です。

引き続き農業委員会の機関紙である全国農業新聞の普及拡大に取り組みます。

以上です。よろしくお願いします。

議長

ただいま事務局から説明がありました。

全ての委員の皆様でご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、これより採決を行います。

農業委員会の運営に関わることなので、全委員の方を対象にお伺いしますが、議案第 35 号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

次に、協議事項のイ、令和 7 年度最適化活動の地区別目標の設定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

お願いします。

資料 59 ページです。

令和 7 年度最適化活動の地区別目標設定についてです。

先月の総会において、令和 7 年度の最適化活動の目標を決定しました。その全体目標を踏まえ、各地区における目標を設定しました。

60 ページお願いします。

委員担当区域ごとの目標設定についてです。

基本的事項です。

2 つ目の丸ですが、委員の担当区域は、旧市、岡田等の地区の単位とします。ただし、入山辺と里山辺については、活動は一体的に行っているため、同一の担当区域としています。

3 つ目の丸、委員の目標値は、各担当区域の目標値をその区域に所属する人数で割った値とします。JA 等の団体推薦委員の担当区域は居住区域としています。

4 つ目の丸、中立委員は最適化活動を行う委員とはしていません。

続いて、農地の集積目標についてご説明いたします。

集積目標は、本市の基本構想に基づき設定したものです。

次に、委員の担当区域ごとの目標についてです。

地域ごとに記載のとおり基準で設定しています。なお、既に目標値を上回っている地区については、現状の水準を維持することを目標としています。

ただいま説明した内容が、少し細かくなりますが、64 ページの別紙 1 に記載がありますので、また併せてご確認ください。

続いて、遊休農地の解消に関する目標についてご説明いたします。

再び 60 ページをお願いいたします。

まず、市全体の目標です。

初めに、既存の遊休農地の解消についてですが、令和３年度に確認された１号遊休農地の面積３１．４ヘクタールを基準として、その５分の１に当たる６．３ヘクタールを解消目標とします。令和４年度から８年度までの５年間で段階的に解消を進めていく計画です。

次に、新たに発生した遊休農地の解消についてです。

令和６年度の利用状況調査により、緑区分の遊休農地となった新たに１５．３ヘクタールが判明しており、これについては令和７年度に全て解消することを目標としています。

続いて、委員の担当区域ごとの目標です。

各地区の目標は、その地区で確認された遊休農地の面積を基に設定しています。

ただいま説明した内容が６５ページから６６ページ、別紙２になりますので、また併せてご確認をお願いいたします。

続いて、新規参入の促進です。

６０ページお願いいたします。

市全体の目標は、過去３年間の平均的な権利移動面積を基に、新規参入者向けに貸付け可能な農地として公表する面積を設定しています。

各地区の目標は、それぞれの地区の平均的な権利移動面積に応じて設定しています。

ただいま説明した内容は、６７ページ、別紙３になっています。

委員ごとの目標値につきましては、６８ページになりますので、またご確認をお願いいたします。

なお、これらの目標値は、委員の皆さんの働きかけだけでは達成できるものではなく、貸手や受手の意向、地域の実情、また偶然の要因などによって左右される面もあります。そのため、目標はあくまで目安としてご理解いただければと思います。

それ以上に大切なのは日々の活動になっています。日頃の農地の見守りや声かけといった現場での取組を重ねることが最適化活動の推進につながると思います。活動を行った際には、忘れず記録に残していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上になります。

議長

ありがとうございました。

後半がやっぱり肝だと思います。できることをできる範囲でやるという、最初に数字ありきじゃありませんので、くれぐれもご理解をお願いするという数字です。

この件につきまして皆さんからご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

倉科さん。

倉科農業委員

細かいところを突っ込んでもしようがないんですけれども、ちょっと知り

たいもんですから、教えていただければと思うんですけれども、先ほど最後のほうで説明ありました新規参入の面積の関係なんですけれども、ちょっとこれ、私たち自身もちょっと気をつけなきゃいけないのかなと思ったんですけれども、これ、新規参入の方で、所有者の合意が得られた面積となっているんですけれども、これ、タブレット上でそれを選択して入力しない限り、数字拾われないっていうことですかね。

というのは、すみません、新規参入の方の面談、私も結構たくさん受けていて、その度に結構な面積あるんですけれども、タブレットへの入力ってほとんどしてこなかったもんだから、それが結果として面積が少ないですねっていうふうに言われていたんだとすれば、ちょっと私たちの落ち度もあるので、ちょっとその辺の仕組みを教えていただければと思います。

議 長 草田係長。

草田係長 こちらの新規参入貸付け可能な農地として所有者の同意を得た面積というのが、売りたい、貸したい情報で売りたい、貸したいということで申出があった際に、そちらの新規参入の方にも含めて貸し付けてもいいかということで確認をしたものを実績としているというふうな形になっています。

議 長 そうすると、今、倉科さんが言ったような数字は、その上ではどういう形で出てくる。

草田係長 倉科委員のおっしゃっていた新規参入の方に同意を得てということですか。ちょっともう一度よろしいでしょうか、すみません。

議 長 倉科委員、もう一度その辺。

倉科農業委員 ごめんなさい、ちょっと今説明を聞いて、「えっ、そうなんだ」というふうにちょっと思っちゃったんですけれども、私の認識としては、毎回活動した度に、新規参入の方がいれば、その人がどれだけの面積をこれで借りる予定なんですという話を聞くので、それをタブレット上で入力していけば、それが集計されて、例えば梓川地区全体で推進委員も含めて何人もいるので、そういった人たちの合計で何ヘクタールの新規参入者への貸付けが合意が取れましたっていう数字が上がるのかなと思っていたんですよ。

であれば、タブレットで毎回入力、最後、タブレットにきちんと入力してくださいという話があったので、ああ、入力してなかったら、数字反映されてなくて、いけないのかなっていうふうに思ったんですけども、全く違う数字を拾ってきているということであれば、タブレットに入れても入れなくても関係ないんだなということの理解でいいんでしょうか。

議 長 草田係長。

草田係長 新規参入を希望された方が、これだけ借りたいっていう希望の農地面積ではなくて、これだけ貸してもいいよっていう同意を取った農地面積を実績とするということになっていきますので、これだけ借りたいよっていうところの積み上げは、すみませんがカウントはしてないような状況です。

倉科農業委員 分かりました。だで、我々がどうこうしてもしようがない問題ですよ。

草田係長 そうですが、引き続きこれまでの活動はよろしくお願いいたします。

議 長 塩原至委員。

塩原（至）農業委員 新規就農の参入の方なんですけれども、グーグルナビでどんどん見てきて、こことこの農地を貸してくれやうて言うんですけれども、あれ、実際にいつ頃、このグーグルとか写真撮ったのなんですかね。新しいんですかね。

議 長 いや、それはともかく、基本的にはグーグルナビでこれを貸してって直接来るって事象は、受け付けないんじゃないか。

塩原（至）農業委員 ある程度、そこが遊休農地ならば、今、遊休農地なら、貸出しを考えるんですけれども、行ってみると、そこは耕作しているもので、だでそこら辺が何年度にそういうグーグルも撮っているのか、今現在のなのかっていうのがね、こっちのナビだってちょっと古いじゃないですか。5年ぐらい前の農地ナビだと思うんですよ。そこら辺、今度はいつそういうのが更新されるのか。

議 長 それは誰も今日は答えられないけれども、基本的には、そういうふうに借手が来たら、正規の手続を踏みながらやるっていうこと、アドバイスじゃないかい。

塩原（至）農業委員 いや、制度じゃなくて、そういうふうに言われて、農政課に確認の電話とか、おらが現場に見に行って、じゃここら辺は遊休農地だからっていうのを判断するんです。それで新規でやりたい人が今多いので、こういうふうに話を調整しているんですよ。

議 長 当然その営みは我々の職務だで、それはやらなきゃいけないと思うが、ただ、グーグルナビの写真はいつの写真かって言われても、分かりかねるな。

塩原（至）農業委員 古い

議 長 うん。そこはやっぱり今やっている現実を見ながら対応ということになってくる。

何か係長、コメントある。

草田係長 私、ちょっと曖昧でいけないんですが、グーグルだったりすると、右下辺りに撮った写真の年が書いてあったような気がしますので、ちょっと参考にいただければと思います。いつそれが新しくなるのかということは、ちょっと分からないです。

塩原（至）農業委員 あれ、全国ナビもそういうことですか。

草田係長 農地ナビですか。

塩原（至）農業委員 ええ、全国農地ナビも。

草田係長 そうですね、ちょっと私、そこまで把握してなくて申し訳ありません。

議 長 ただし、両方参考にはなるが、それが法的な資料になるかっていうと、また別問題だで、さっき僕が申し上げたとおり、そういう希望があれば、仲介するのは我々の職責の1つだで、当然その営みはやらなきゃいけないけれども、それを根拠にやっても、その後の担保は取れないということだもんで。

塩原（至）農業委員 ただ、そういうふうに言われたときに、その現場に必ず見に行くんです。本当に1日二、三回違う電話があれば、そのこの圃場に見に行かなきゃいけないじゃんね。だで、そこら辺が、タブレットで、ああ、そこは作っていますよというのがすぐ分かれば、その人に電話することもできるし、ただ、おらほのタブレットも古いじゃないですか。そこら辺をね、2年に1回ぐらい更新をどんどんするぐらいじゃないと、どうなんでしょうね。

議 長 おっしゃることは分かる。分かるけれども、やっぱり足を増やしたり、汗をかかなきゃいけないというところになる。尽きると思いますがね。そこはもちろん参考にはできるけれども、おっしゃるとおりだと思います。ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。
ないようですので、本件についてご了承いただける方は、全員の方、挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は了承されました。

次に報告事項のイ、令和7年度農業委員会事務局及び農政課担当の職員体制についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

本日の資料で、本冊とは別の別冊の資料としてお配りをしています。特に説明等はありませんが、農業委員会事務局、農政課、耕地課と、農政に関わる課の担当について一覧にしたものをお配りしていますので、今後の活動にご活用ください。

以上です。

議 長

これについて何か質問、ご意見等ある方はお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項のウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

では、72ページをお願いします。

主要会務報告並びに当面の予定についてです。

まず、72ページの主要会務報告から行います。

3月31日から4月1日、退職職員、新規採用職員、職員人事異動の辞令交付式に会長に出席をしていただきました。

4月9日、すみません、記載がありませんので、訂正をお願いします。役員会を開催いたしました。10時から農業委員会室で行いました。役員の皆様に出席をしていただきました。ありがとうございました。

4月16日、松塩筑安曇農業委員会協議会定期総会が行われ、協議会代議員の方に出席をしていただきました。

23日、農地転用現地確認に濱委員と齋藤委員に対応していただきました。

本日、定例総会后、松本ホテル花月で懇親会が開催されます。6時からになりますので、よろしくお願いいたします。お車でお越しの方は、総会資料に同封しました駐車場案内をご覧ください、上土商店街駐車場に止めていただくようお願いします。駐車場のチケットはホテルのフロントで購入してください。市役所に駐車場に駐車したままにしないようお願いいたします。

73ページ、当面の予定です。

5月21日、農地転用現地調査は奥原委員と倉科委員ですので、お願いし

ます。

来月の総会は２７日ですので、お間違えのないようお願いします。総会終了後、各専門委員会が予定されていますので、所属委員の方は出席をお願いします。

５月２８日、全国農業委員会会長大会、長野県選出国會議員への要請懇談会に会長が出席します。

続いて、２９日から３０日、長野県１９市農業委員会協議会通常総会に会長に出席をしていただきます。

以上になります。

議 長 この件、何か皆さんのほうからありますか。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いします。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

事務局から連絡事項をお願いいたします。

草田係長。

草田係長 本日の総会資料に点検評価の記入用紙を同封しています。この用紙は本日ご提出いただくことになっていますので、まだ提出されていない方は、お帰りの際に忘れずに事務局へご提出をしてください。

なお、来月の総会で点検評価の内容について協議を行う予定です。本日ご提出いただけなかった場合でも、近日中にファクス等で構いませんので、必ず提出をお願いいたします。

あと、農業農村支援センターからの資料は今月ありませんので、お願いいたします。

本日欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せておつなぎいただきますようお願いいたします。

また、該当地区の委員さんに事前に配付しました農地法関係の申請書類原本ですが、机の上にそのまま置いていってください。

お車でお越しの委員は、市役所駐車場の無料認証をしてからお帰りください。

以上です。

議 長 ご苦労さまです。

その他、全体を通じまして委員の皆様から何かありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、以上で本日の案件は全て終了いたしました。
円滑な議事進行に協力いただきありがとうございました。
議長を退任させていただきます。
お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 2 0 番 _____

議事録署名人 2 1 番 _____